

論文概要書

岡野八代(同志社大学大学院グローバルスタディーズ研究科)

本稿「フェミニズム理論による政治思想批判 「ケアの倫理」再考」は、現代のフェミニズム理論に定位しながら、政治思想・理論を貫通する強固な論理である公私二元論を批判的に考察し、フェミニズム理論に潜在する新しい共同性へと向かう理論的可能性を明らかにすることを目的としている。

フェミニズム理論には、とりわけ 80 年代以降、多岐にわたる異なる主義主張が存在している。しかし、本稿では、現代フェミニズム理論の課題を、近代政治理論・法理論の前提とされてきた「自律的主体」批判と捉え返すことによって、他者からの物理的・精神的なケアに依存しなければ存続し得ない相互依存的な人間の条件に相応しい社会を構想することが、現代のフェミニズム理論にとって喫緊の課題であると主張される。そのさい、主に参照されるのが、キャロル・ギリガンによって 1982 年に公刊された『もうひとつの声』に触発され、その後「ケアの倫理」を提唱し始めるフェミニストたちの議論である。

「ケアの倫理」は、社会の構成原理として正義を掲げる現代のリベラリズムとの対比のなかで、親密な関係性に限定され一般的な社会の徳としては公平さにも欠けるという理由から、社会的な共生を語るための徳としては相応しくないと論じられがちであった。さらに、フェミニズム理論内においても、「ケアの倫理」が発見された領域が、歴史的に女性たちに従属を強いてきた家族という領域であったために、「ケアの倫理」を称揚することは、女性の従属的な社会的地位を再強化することに他ならないとして、根強い批判が存在している。

しかしながら本稿では、リベラリズムの議論における公的領域・私的領域双方を貫く「自律的主体」の強固な想定を詳細に検討することで、逆にこれまでは、直接的で対面的な関係にこそ相応しいと、その社会的・政治的意義を限定的にしか論じられてこなかった「ケアの倫理」は、じつは他者性へと開かれた議論を展開しており、近代的な政治思想を強く拘束してきた主権国家の現実を批判し、その境界を超え得るような潜在力さえ秘めていると主張される。

たしかに歴史的には、ケアをめぐる活動力は、(奴隷や)女性にこそ相応しいとして、その社会的価値を貶められてきた。しかし、その活動力は、未知なる新しい存在をありのままに世界で受け入れたり、あるいは、衰え死すべき存在であるからこそその生の在り方を記憶にとどめ、歴史に刻もうとしたりすることで、相互依存的な人間の条件に応答しようとする活動力であることが明らかにされる。そのことにより、わたしたちは、既存の政治思想史が規定してきた価値づけとは異なる、ケアをめぐる活動力の社会的な価値を見いだし得るはずなのである。

以上の目的と問題関心より、本稿は以下の三部より構成される。

第 1 部「忘却の政治/ 依存の抑圧」においては、リベラリズムに焦点をあてながら公的

領域と私的領域双方における「依存」否認の論理を批判的に検討する。私的領域において、他者からの干渉を排除しながら自らの善を構想する、といったリベラルな自由論が、諸個人が抱く多様な善を実現する場としての公的領域における責任論を支えているがゆえに、多元的な善の存在を許容し異なる多数の他者が集うと考えられてきた公的領域は、じつは非常に狭い権利＝義務関係のなかで市民たちを統制していることが明らかにされる。他者の介入を受けず自らにとっての幸福を構想する、わたしたちが心身共に安心してさされる自由の領域は、フェミニズムにとっても重要な領域である。ではどこで、フェミニズムとリベラリズムが袂を分かつか、また、リベラリズムが社会を構想する前提として想定せざるを得ない主体に対して、いかなる批判をフェミニズム理論がなしてきたのか。この問いに答えることで、第Ⅰ部では、本稿におけるフェミニズム理解を明確にする。

第Ⅱ部「家族から、社会の構想にむけて」で試みられるのは、依存をめぐる活動力や存在を抑圧・排除する「主体」の来歴を思想的に考察するために、親密な関係にこそ相応しい徳だと考えられてきたケアの倫理が再考される。フェミニズム理論内部でも歴史的な女性に対する抑圧を再強化することにつながるとして、多くの批判を浴びたケアの倫理はしかし、リベラリズムが構想する公私二元論から距離をとり、ケアの倫理が抽出された実践　依存をめぐる活動力や依存関係において育まれる心性・態度　を注視してみるならば、むしろ他性にかかれた倫理として再構成されうる。母親業、母性、家族といった、フェミニスト的視点からはリスクな概念を多用するが、こうした概念に孕まれた危険性は、他性にかかれた社会を構想しうる潜在力を封殺してきたリベラルな主体や公私二元論によって領有されてしまった「母」を解放することによって、全く異なる可能性へと転換できるのだと、主張される。

第Ⅲ部「フェミニズムと脱主権国家論」では、家族を主体の支配から解放し、政治的主体の権力性を明らかにすることを経て、家族の在り方を強制してきた主権国家に対する根本的な批判へと向かう。リベラルな社会契約論的な社会の構想においては、つねにすでに前提とされてきた政治的主体は、じつは圧倒的な暴力装置を独占する主権国家が必要とする主体に他ならないことが詳らかにされることで、暴力装置を独占する主権国家が存在しなければ平和はもたらされない、という思い込みもまた、主権国家の存在を維持せんとする強い政治的な構築物であることが明らかにされるであろう。脆弱で不安定な存在、ケアされることを必要とする存在を中心に社会が形成されていく、といったケアの倫理から学んだ社会の構成原理から、現在なお強固に信用されている主権国家中心のグローバルな安全保障とは異なる、新しい共同性のあり方が模索される。

以上、第Ⅰ部から第Ⅲ部を通じて、ケアの倫理に学んだフェミニスト理論は、いかに社会を構想しうるのか、という課題に迫っていく。